

平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社イエローハット
代 表 者 名 代表取締役社長 堀江 康生
(コード番号 9 8 8 2 東証第一部)
問 合 せ 先 人事総務部長 末広 敬之
(T e l : 0 3 - 5 6 9 5 - 1 6 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法において、責任限定契約を締結できる範囲が変更されることになるため、当社定款第 30 条および第 40 条の規定を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> | 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> |
| 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> | 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、 <u>監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> |

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日

以 上